

## 平成28年度 第2回庁議要旨

日時：平成28年4月25日（月）

午前9時～午前9時45分

会場：庁議室

### [報告事項]

#### 1 復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について（復興政策部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の使用期間の延長を可能とし、地域の社会基盤の復興に活用させるための特例措置を活用するに当たっては、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣による認定が必要である。

よって、平成25年4月26日付け宮城第24号で認定された復興推進計画（法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係）について、対象建築物の活用事業期間の延長及び新規建築物を追加したものの。

##### (1) 主な内容

本市の応急仮設建築物のうち、仮設店舗等の3施設について、必要な建築物を再建するまでの間、活用事業期間を延長するとともに、新たに1施設について追加した。

##### (ア) 期間延長施設

| NO | 施設名称                      | 変更後               | 変更前                |
|----|---------------------------|-------------------|--------------------|
| 1  | 牡鹿鮎川浜仮設店舗（鮎川地区）           | H26.2.20～H31.3.31 | H26.2.20～H29.2.19  |
| 2  | 株式会社ソーワダイレクト復興作業員等宿舎（千石町） | H25.12.1～H30.3.31 | H25.12.1～H28.12.11 |
| 3  | 寺田倉庫株式会社作業員宿舎（湊地区）        | H26.2.15～H30.3.31 | H26.2.15～H29.2.14  |

##### (イ) 新規追加施設

|   |                |                   |
|---|----------------|-------------------|
| 1 | 施設名称           | 株式会社森本組淀川護岸作業所寄宿舎 |
|   | 実施主体           | 株式会社森本組東北支店       |
|   | 用途             | 宿泊施設              |
|   | 所在地            | 宮城県石巻市大原浜町裡4-1の一部 |
|   | 建築基準法による許可期間   | H26.4.10～H28.4.9  |
|   | 応急仮設建築物活用事業の期間 | H28.4.10～H30.3.31 |

##### (2) 今後の予定

対象施設の実施主体に対して、存続期間延長の変更認定について周知する。

#### 2 ベガルタ仙台との復興支援連携に関する協定締結について（復興政策部）

東日本大震災から5年を経過し、さまざまな支援活動に縮小の動きが強まる中で、ベガルタ仙台においては、被災地のクラブとして復興支援の活動にさらに力を入れるため、復興支援室を設置し、さまざまな団体と協力して支援活動を展開していくこととしている。

そのような中、東日本大震災の最大被災地である本市と連携し、復興支援活動を展開したいとの申し入れがあったもの。

被災地のクラブとして復興支援活動を行うベガルタ仙台と連携し、サッカーを核としたスポーツ

文化の振興、市民の健康増進、青少年の健全育成及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(1) 主な内容

東日本大震災の最大被災都市から世界復興モデル都市を目指して「絆と協働の共鳴社会づくり」を進めている石巻市と、被災地のクラブとして復興支援活動に取り組んでいるベガルタ仙台が、スポーツ文化の振興、市民の健康増進、青少年の健やかな成長を促進する取り組みに加え、新たな地域資源の創出や地域振興の一層の進展を図るため、ここに復興支援連携に関する協定を締結するもの。

(2) 今後の予定

平成28年4月26日 協定締結、連携協議会設立

### 3 地方税法等の一部改正に伴う医療費控除の特例規定等の見直しについて（財務部）

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布、平成28年4月1日から施行された。

健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人に対して税制上の措置を図るため創設されたことに伴い、市税においても同様の措置を講ずるものである。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るものである。

(1) 主な内容

① 石巻市市税条例関係

(ア) 個人住民税関係

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、各年の特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超えた場合に、その超えた金額（限度額8万8,000円）を所得控除するもの。

※従来の医療費控除との選択制であり、どちらかのみしか適用出来ないもの。

(イ) 市たばこ税関係

市たばこ税に関する経過措置（平成27年改正条例附則）表中規則様式について「施行規則様式」と明確化する等の条文を改正するもの。

(ウ) 固定資産税関係

地方税法附則第56条第12項を準用し、被災代替償却資産の条例減免を適用しているが、今回の法改正により代替特例の適用期間が「平成28年3月31日まで」から「平成31年3月31日まで」と3年間延長されたことから改正するもの。

(エ) その他

条文整理

② 石巻市都市計画税条例関係

地方税法改正に伴う項ずれの整理

(2) 今後の予定

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

### 4 石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除条例並びに石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の適用期間の延長について（財務部）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布、同年4月1日から施行された。

これに伴い、固定資産税等の課税免除となる対象エリアの変更または対象となる資産の取得適用期間が延長され、市が定めている企業立地促進法及び復興特区法関係の条例においても同様の措置を講じ、新たな企業立地や震災復興に係る設備投資の促進を図るものである。

(1) 主な内容

① 企業立地促進法関係

企業が定められた区域以外で新規立地等を行う場合、自治体が構成する地域産業活性化協議会にて基本計画の変更を要し、国から同計画の変更同意を得る必要があるが、今回、平成28年3月31日までの同意期限を平成29年3月31日まで1年間延長するもの。

② 復興特区法関係

(ア) 企業による新設又は増設された対象設備等の取得期間を国による復興推進計画認定日から平成28年3月31日と規定していたが、平成29年3月31日まで1年間延長するもの。

(イ) 東日本大震災区域法に規定する指定事業者又は指定法人に指定する期間を国による復興推進計画の認定日から平成28年3月31日までと規定していたが、平成29年3月31日までの1年間延長するもの。

(2) 今後の予定

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

5 国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて（健康部）

地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額等が見直しされたことから、石巻市国民健康保険税条例の一部を改正したもの。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図る。

(1) 主な内容

① 国民健康保険税賦課限度額の見直し

|            | 改正後         | 改正前         |
|------------|-------------|-------------|
| 医療分        | <u>54万円</u> | <u>52万円</u> |
| 後期高齢者支援金等分 | <u>19万円</u> | <u>17万円</u> |
| 介護納付金分     | 16万円        | 16万円        |
| 合計         | <u>89万円</u> | <u>85万円</u> |

② 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

| 軽減割合 | 改正後                          | 改正前                        |
|------|------------------------------|----------------------------|
| 7割軽減 | 33万円以下                       | 33万円以下                     |
| 5割軽減 | 33万円 + <u>26.5万円</u> × 被保険者数 | 33万円 + <u>26万円</u> × 被保険者数 |
| 2割軽減 | 33万円 + <u>48万円</u> × 被保険者数   | 33万円 + <u>47万円</u> × 被保険者数 |

※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。

(2) 今後の予定

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

## 6 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について（健康部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、国の全額の財政支援により、平成27年度まで免除措置を行ってきたところであるが、平成28年度においても、全額の財政支援が延長された。

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長する。

① 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域の被保険者は、平成29年3月分まで免除を延長

② 旧避難指示解除準備区域の上位所得層の被保険者は、平成28年9月分まで免除を延長

※帰還困難区域等：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

※旧避難指示区域等：平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）及び平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）

※旧避難指示解除準備区域：平成27年度に指定が解除された檜葉町の旧避難指示解除準備区域

※上位所得層：国保…世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

介護…被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

### 【免除措置に係る新旧対照表】

| 区域                             | 所得区分     | 改正後        | 改正前        |
|--------------------------------|----------|------------|------------|
| 帰還困難区域<br>居住制限区域<br>避難指示解除準備区域 | —        | 平成29年3月分まで | 平成28年3月分まで |
| 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等   | 上位所得層を除く |            |            |
| 平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等    | 上位所得層を除く |            |            |
| 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域     | 上位所得層を除く | 平成28年9月分まで |            |
|                                | 上位所得層    |            |            |

## 【免除対象者】

国保4世帯（平成28年3月現在）

介護1人（平成28年3月現在）

### (2) 今後の予定

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

## 7 市営住宅等における迷惑行為への対応について（建設部）

復興公営住宅の管理戸数の増大に伴い、住宅内での騒音や振動、ペットの飼育等による苦情等が増えていることから、市営住宅入居者の生活の安定を図るため、迷惑行為等が発生した場合の対応等について定める。

このことによって、市営住宅入居者の生活の安定を図る。

### (1) 主な内容

石巻市営住宅等における迷惑行為対応要綱を制定し、以下を規定する。

#### ① 迷惑行為の規定

市営住宅内などにおいて、他の入居者に迷惑を及ぼし、又は周辺の環境を乱す行為として、ペット飼育や騒音等を迷惑行為として規定するもの。

#### ② 事実調査

申立者等からの聞き取り及び現地調査を行い、記録及び証拠を収集するものとする。

#### ③ 是正指導

事実調査により迷惑行為の事実を確認したときは、原因者に対し、当該行為を止めるように指導するとともに、当該行為を行わない旨の誓約書を提出させるものとする。

#### ④ 明渡し請求

原因者が是正指導を受けたにもかかわらず、迷惑行為を継続している場合には、市営住宅の明渡し請求を行うものとする。

#### ⑤ 明渡し請求訴訟

原因者が市営住宅を明け渡さない場合は、明渡し請求訴訟を提起するものとする。

#### ⑥ 和解

訴訟提起後において、申立者等から迷惑行為が解消されたことの証明等があった場合は、原因者と和解を行うことができるものとする。

#### ⑦ 強制執行

明渡し請求訴訟において、市が勝訴の確定判決を得たとき、または和解成立者が和解条項を履行せず、明渡し請求にも応じないときは強制執行の申し立てを行うものとする。

#### ⑧ 対応上の配慮

原因者に考慮すべき特別の事情があると認められる場合には、親族、福祉担当部局等と連携を図るものとする。

### (2) 今後の予定

なし

[その他]

- 1 平成27年度に実施した休日（第1・第3日曜日）窓口開庁の実績について（生活環境部）  
平成27年度に実施した休日窓口開庁の実績について報告があった。
- 2 夏季期間における勤務中の服装について（総務部）  
平成28年5月9日から10月31日まで実施する旨、周知があった。
- 3 第23回サンファン祭りの開催について（産業部）  
平成28年5月21日及び22日に開催する旨、周知があった。

以 上